○芳賀町立小中学校児童生徒各種大会参加費補助金交付要綱

平成29年８月１日告示第92号

（趣旨）

第１条　この要綱は、スポーツ活動及び文化活動を通じ、個性的で活力ある児童及び生徒の育成を図るため、各種大会への参加者に対して補助金を交付することに関し、芳賀町補助金等交付規則（昭和50年芳賀町規則第５号。以下「規則」という。）及び芳賀町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限に関する規則（平成29年芳賀町規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において各種大会とは、地方公共団体等の公的機関又は学校体育団体並びに各種文化団体が主催し、若しくは共催する次の各号に掲げるものとする。

(１)　関東大会

(２)　全国大会

(３)　前２号に相当する大会で、栃木県の代表として参加する大会

(４)　その他町長が特に補助の必要があると認める大会

（補助対象者）

第３条　補助対象者は、各種大会に栃木県の代表として当該大会要項等に基づき出場登録等をした芳賀町立小中学校に在籍する児童、生徒及び指導者並びに引率者とする。

（補助対象経費及び補助額）

第４条　補助金の交付対象となる経費及び補助額は、別表に定めるところによる。ただし、各種大会が県内において開催される場合の宿泊費及び町内において開催される場合の交通費は、補助対象から除外するものとする。

２　各種大会の参加に伴い、国、県及びその他団体から別表に掲げる補助対象経費について補助金の交付を受けた場合、補助額は、当該補助額を控除した額とする。

（補助金の交付申請）

第５条　規則第４条の規定により、補助金の交付を受けようとする者は、芳賀町立小中学校児童生徒各種大会参加費補助金交付申請書（別記様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(１)　事業計画書（別記様式第２号）

(２)　収支予算書（別記様式第３号）

(３)　出場大会の要項及び参加者名簿

(４)　その他町長が必要と認める書類

（実績報告）

第６条　規則第８条の規定により事業実施報告をするときは、各種大会終了後、芳賀町立小中学校児童生徒各種大会参加費補助金事業実績報告書（別記様式第４号）に、次に掲げる書類を添えて速やかに町長に提出しなければならない。

(１)　収支決算書（別記様式第５号）

(２)　経費等の支出に関する書類

(３)　大会結果が確認できる書類

（交付請求）

第７条　規則第10条の規定により補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付請求書（規則の別記様式第６号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(１)　交付決定指令書の写し

(２)　その他町長が必要と認める書類

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

別表（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助額 |
| 大会参加費 | 大会要項に定められた額 |
| 交通費 | 会場まで選手を送迎するために利用する交通機関運賃、バス借上げ料及び車賃等で最も低額である額を交付する。自家用車利用の場合は、１ｋｍにつき40円を交付し、１ｋｍ未満は切捨てで車賃を計算する。高速道路を利用する場合は、実費を交付する。 |
| 宿泊費 | 大会主催団体があっせんする旅館等の宿泊料とする。これによらない場合は、9,000円を限度とする実費を交付する。参加日数は、公式練習に要する日数も考慮する。 |
| 昼食費 | １人当たり１日800円 |
| 雑費 | １人当たり１日500円 |